農業者の自家増殖に育成者権を及ぼす 植物種類の追加について

平成29年12月15日

農林水産省食料産業局

農業者の自家増殖の制限

- ○自家増殖とは、農業者が収穫物の一部を次期作付用の種苗として使用することをいう。
- ○種苗法上は、農業者は一定の要件の下に自家増殖が認められているが、植物の新品種に関する国際条約(UPOV条約)上は、農業者の 自家増殖は原則禁止されており、EU等の主要先進国の制度とも乖離している状況にある。
- ○このため、自家増殖については、植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、生産現場に影響のないものから順次指定していくこととする。

種苗法

自家増殖のうち、次のいずれかの場合には、 育成者権の効力が及ぶ。

- ① 省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗 (バラ、ナデシコ等289種類)
- ② 契約で別段の定めをした場合

OUPOV91年条約における農業者の自家増殖の取扱い

育成者権の範囲

保護される品種の種苗に関する次の行為は、育成者の許諾を必要とする。

- <u>・生産又は再生産</u>
- 増殖のための調整
- ・販売の申出
- ・販売その他の商業目的による譲渡
- •輸出
- •輸入

(第14条(1))

各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、自己の営農地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖目的で使用することができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。(第15条(2))

(種苗法第21条第2~3項)

〇主要先進国における自家増殖の扱い

国	自家増殖の扱い	例外作物
EU	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料 及び繊維作物
オランダ	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	麦類、ジャガイモ
英国	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料 及び繊維作物
米国 (植物特許)	自家増殖を認めていない	_

自家増殖の見直しに関する検討の経緯

○平成25年度「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」報告

自家増殖に関する問題については、

- 育成者権の効力を及ぼす植物の種類を増やすべき。
- ・品種保護の強化は必要だが、植物の種類ごとに慎重な検討が必要。
- ・育成者権者が種子の販売を別の業者に許諾している場合等においては、農業者と直接許諾契約をしていないので、契約による自家増殖の制限が困難。
- ・ 自家増殖に関する制度の農業者へのさらなる普及・啓発が必要。

以上を踏まえ、

現在までの実態把握の取組みを継続し、植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、 自家増殖に育成者権の 効力が及ぶ植物の範囲の拡大について検討することが必要。

〇平成27年度「自家増殖に関する検討会」における検討結果

自家増殖における検討会において、**「農業者の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」**について合意 (基準) 栄養繁殖をする植物で、

- 許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物
- ・現在有効な登録品種がない植物
- 新たに栄養繁殖による自家増殖が開始されている/開始される可能性がある植物
- ・産地が限定され実態把握が容易な植物
- ○自家増殖に育成者権を及が及ぶ植物の範囲の拡大(制度改正)

基準に基づき対象となる植物を選定し、結果を本審議会で報告。定期的に「施行規則別表第三」に追加。

平成28年度は、生産者及び育成者権者に対するアンケート結果により自家増殖の制限が定着している植物及び 有効な登録品種がない植物等209種類を追加。

平成29年度は、有効な登録品種がない植物(新規植物、登録満了)を中心に68種類を選定し、追加予定。

自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準

- 〇農業者の自家増殖に関する検討会において自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準が合意
- 〇同基準に基づき育成者に対するアンケート等を行い候補植物を整理し、随時、対象植物を拡大

栄養繁殖をする植物

(栄養繁殖と種子繁殖の両方が行われている植物を含む。)

(生産現場の混乱が限定的になると考えられるもの)

自家増殖の慣行がほとんどない植物

A 許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物

B 現在有効な登録品種がない植物

C 新たに栄養繁殖による自家 増殖が開始されている/開始される可能性がある植物 D 産地が限定され 実態把握が容易な植 物

〔選定方法〕

- ・草花類を中心に育成 者権者へのアンケート調 査により選定
- ・現在有効な登録品種がない植物
- ・新規登録される植物 (約20種類/年)
- ・政令で定めるきのご類で登録実績がない植物(18種)

・F1品種の割合が高い野菜を 「蔬菜の新品種」 育成者権者へのアンケート調査に より選定 ・栽培地が限定的な果樹等

自家増殖を制限しても

- ① 種苗の安定供給が確保されるか
- ② 農業経営を著しく圧迫するような種苗購入費等の増大が起こらないか等を検討

自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物

注:この図の整理にかかわらず、契約で別段の定めをした場合は、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ。

野菜(26種類)	アピオス属、オクラ種、オモダカ属、カブ変種、カリフラワー変種、キャベツ亜種、キュウリ種、ケール変種、コールラビ変種、シシウド属(トウキ除く)、スイカ種、スマランサス属、セイヨウワサビ属、ダイコン種、トマト種、ナス種、ニンジン種、フダンソウ変種、ブロッコリー変種、ブロッコリー変種×ケール変種、ホウレンソウ種、メキャベツ変種、メキャベツ変種×ケール変種、メセンブリアンテムム属、メロン種、ワケギ種
果樹 (9 種類)	カリン属、クルミ属、スグリ属、ナツメ属、パパイヤ属、バンレイシ属、マツブサ属、マルピーギア属、ムサ・アクミナタ種
草花 (145種類)	アイリス属、アガウェ属、アガスタケ属、アガパンツス属、アグラオネマ属、アザミ属、アサリナ属、アジアンタム属、アタナシア属、アプテニア属、アユガ属、アルストロメリア属、アルテミシア属、アルトロポディウム属、アルブカ属、アルメリア属、アロエ属、アロカーシア属、アングロニア属、イソトマ属、イタノハナヒゲ属、イベリス属、イワダレソウ属、イワヒバ属、ヴァーレンベルギア属、ウツボグサ属、ウンキニア属、エウコミス属、エオニウム属、エクサクム属、エスキナンツス属、エピデンドラム属、エピネ属、エボルブルス属、エリシムム属、エリンギウム属、オーニソガラム属、オドントグロッサム属、オリヅルラン属、オンシジウム属、ガーベラ属、カスマンティウム属、カスミソウ属、カトレア属、カヤツリグサ属、カラテア属、カランコエ属、カリオブデリス属、カリシア属、カリブラコア属、カリブラコア属、カリブラコア属、クサフヨウ種、クニフォフィア属、クラッスラ属、グラブトペタルム属、グランマトフィルム属、カリヴィア属、クレマチス属、グロリオサ属、ケラタンツス属、ケンタウリウム属、コルタデリア属、コンウォルウルス属、サンダーソニア属、ジゴかタスス属、ジゴペタラム類、シンビジウム属、スカエウォラ属、スコパリア属、スパシフィラム属、セネキオ属(シネラリア属を除く)、セントボーリア属、ソリダゴ属、ソリダステル属、ディアスストの人属、ディーフェンバキア属、ディスキディア属、ディーフェンバキア属、ディフンにキア属、ディースキディア属、ディーフェンバキア属、ディフストアの人属、ディーフェンバルサス。ボクリステストの人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人
観賞樹 (84種類)	アカシア属、アジサイ属、アデニウム属、アフェランドラ属、アンティゴノン属、イトスギ属、イワナンテン属、エゴノキ属、エスカリョニア属、エニシダ属、エルウァタミア属、エレモフィラム属、カナメモチ属、ガマズミ属、カラタチ属、カンノンチク属、キダチチョウセンアサガオ属、キダチルリソウ属、キョウチクトウ属、キリ属、クチナシ属、クルシア属、クレロデンドルム属、クロバナロウバイ属、グロブラリア属、クロベ属、ゲッケイジュ属、ケファランツス属、ゴオデニア属、コルムネア属、サピウム属、サルココッカ属、シラタマノキ属、シリンガ属、シンフォリカルポス属、セルリア属、タバコソウ属、ツタ属、デイコ属、ディジゴテカ属、テコマ属、デロスペルマ属、ドウダンツツジ属、ドゥランタ属、トキワマンサク属、ドドナエア属、トベラ属、ナツツバキ属、ナナカマド属、ニレ属、ネムノキ属、ノウゼンカズラ属、ノリナ属、バウエラ属、パキラ属、ハナズオウ属、バラ属、ヒサカキ属、ピティロディア属、ビャクシン属、ファツヘデラ属、フィゲリウズ属、フジ属、ブライニア属、プロスタンテラ属、ヘーベ属、ヘスペロジギス属、ベルセリア属、ポインセチア種、ボケ属、ポリスキアス属、マダケ属、ミヤマシキミ属、ムラサキシキブ属、メディニラ属、メラレウカ属、モクレン属、ヤツデ属、ヤナギ属、ユスラウメ種、ラウァンドゥラ属、ルクリア属、ルスクス属、ロフォミルツス属
きのこ (2 5 種類)	あらげきくらげ種、うすひらたけ種、おおひらたけ種、きくらげ種、きぬがさたけ種、くりたけ種、くろあわびたけ種、こむらさきしめじ種、しいたけ種、しろたもぎたけ種、たまちょれいたけ種、たもぎたけ種、つくりたけ種、とんびまいたけ種、におうしめじ種、はなびらたけ種、ひめまつたけ種、ひらたけ種、ひらたけ種×エリンギ種、ぶなはりたけ種、ほんしめじ種、まんねんたけ種、むきたけ種、むらさきしめじ種、やなぎまつたけ種

農業者の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類の拡大(案)について

自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類数

	野菜	果樹	草花類	観賞樹	きのこ	計
現行	26	9	145	84	25	289
追加予定	5	0	41	14	8	68
計	31	9	186	98	33	357

平成29年度に追加予定の植物の例

野菜類 :アサツキ、タイサイ、サイシン、セルリー、ユウガオ

草花類:アニゴザントス、オシロイバナ、オダマキ、キンギョソウ、グロクシニア、スイセン

ネモフィラ、ハラン、ヒナギク、ルドベッキア等

観賞樹 :アセビ、イボタノキ、ジンチョウゲ、センダン、ソネリラ、ドリクニウム、マンサク、

レンギョウ等

きのこ類 :えのきたけ、エリンギ、なめこ、ぬめりすぎたけ、ぶなしめじ等

UPOV91年条約 第15条

- (1) (義務的例外) (略
- (2) (任意的例外)

前条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種又は前条(5)(a)の(i)若しくは(ⅱ)に規定する品種を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。

種苗法第21条(育成者権の効力が及ばない範囲)

(第1項 略)

- 2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。
- 4 (略)

種苗法施行令第5条

法第二十一条第二項の政令で定める者は、農業を営む個人又は農地法(略) 第二条第三項に規定する農業 生産法人とする。

種苗法施行規則第16条

法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。 く別表第3で、ばら、ナデシコ等289種類の植物を規定>